



令和6年度

提出期限厳守

## 【八景】学生団体＜継続・解散＞の手続きについて

提出書類は記入例を確認してから作成し、期限までに書類を揃えてメールで提出してください。

### 継続して活動する場合

#### 【提出書類】

- (1) 学生団体継続届 今年度の活動実績をふまえ来年度の計画（予定）を記入  
(2) 団体規約 各団体で所有しているものの写しを提出（手書き不可）  
(3) 団体部員名簿 現役部員分のみ ※新入生分は、隨時提出してください。

#### 【提出方法】

下記アドレス宛に、提出してください。

提出先アドレス：[club\\_hk@yokohama-cu.ac.jp](mailto:club_hk@yokohama-cu.ac.jp)

提出する際は、ファイル名に団体名を記入し提出してください。

例) (〇〇部) 学生団体継続届、(〇〇部) 団体部員名簿

#### 【提出期限】

令和6年3月11日（月）23時59分まで

#### 【重要】

- 継続手続きを完了した団体には、メールで通知を行います。
- 継続手続きを行う団体で令和5年度に活動を1度も行っていない団体は、必要書類を提出後、**代表者と個別面談を実施します。**
- 必要書類の提出がない団体は、  
令和6年度以降の大学公認団体としての資格を失います。

また、非公認の団体には次の活動を許可しません。

- 新歓活動をはじめ、通常の学内での活動
- 教室、体育館等の学内施設利用
- 「横浜市立大学」（「YCU」「横市」「市大」等）と団体名に冠する事項
- 本学公式Webサイトへの掲載
- （連合会所属団体の場合）部室利用・補助金申請

公認団体としての資格を失った後で活動を再開する場合は、

もう一度新規団体設立の届出を提出する必要があります。

（部活として活動をしていた団体も、サークルから再スタートすることになります。）

## 解散する場合（運動部・文化部連合会所属団体）

### 【提出書類】

- (1) 学生団体解散届
- (2) 団体部員名簿 部員数0の場合は不要
- (3) (ある場合) 銀行口座の解約済み通帳写

**部員の有無に関わらず、今後、活動を行わない団体は必ず提出してください！**

(部員数が0になり、活動が終了するケースであっても解散届の提出は必須です。)

### 【提出方法】

下記アドレス宛に、メールで提出してください。

**提出先アドレス : [club\\_hk@yokohama-cu.ac.jp](mailto:club_hk@yokohama-cu.ac.jp)**

提出する際は、ファイル名に団体名を記入し提出してください。

例) (〇〇部) 学生団体解散届、(〇〇部) 団体部員名簿

### 【提出期限】

**令和6年3月11日（月）23時59分まで**

### 【重要】

- ・必要書類を提出後、**代表者と個別面談を実施します。**

### 【その他手続き】

個別面談時に、次の内容を確認します。

- ・OB・OG会他、関連組織、加盟団体への解散連絡の有無
- ・団体名義の銀行口座解約有無
- ・部室等備品の撤去、部室の鍵返却状況  
※備品が全て撤去されたか、確認を行います。
- ・部活動用ポストの返却状況
- ・(ある場合) WEBサイト等の更新状況

## 解散する場合（サークル）

サークルを解散する場合、提出する書類はありません。

期限までに必要書類の提出がない場合、大学公認団体としての資格を失います。

### 【注意】

- ・必要に応じて**代表者と個別面談を実施する場合があります。**